

平成 29 年度新宿区外部評価委員会第 1 部会 第 5 回会議概要

<開催日>

平成 29 年 7 月 20 日（木）

<場所>

本庁舎 6 階 第 4 委員会室

<出席者>

外部評価委員（4 名）

星部会長、青野委員、荻野委員、野澤委員

事務局（3 名）

行政管理課長、池田主査、原田主任

説明者（5 名）

環境対策課長、教育支援課長、ごみ減量リサイクル課長、新宿清掃事務所長、安全・安心対策担当副参事

【部会長】

第5回外部評価委員会第1部会を開会します。外部評価の実施に当たり、お手元の次第のとおりヒアリングを実施します。

外部評価委員会は、テーマごとに委員会を三つの部会に分けており、この第1部会のテーマは「まちづくり、環境、みどり」です。

私は、外部評価委員会第1部会長の星です。部会の委員は、青野委員、犬塚委員、荻野委員、野澤委員です。犬塚委員は本日欠席です。

本日は、四つの事業についてヒアリングを行うので、30分の想定でヒアリングを行います。

前半10分程度で事業や評価など内部評価シートの内容をご説明いただきます。

その後、残りの時間で各委員から質問を行います。

質問が終了しなかった場合などは、追加で文書による質問をさせていただく場合もあります。

それでは、計画事業76「環境学習・環境教育の推進」について、説明をお願いします。

【環境対策課長】

環境対策課長です。よろしくをお願いします。

<事業説明>

【部会長】

ありがとうございます。

では、質問に入らせていただきます。

第二次環境基本計画が事業のベースになっていますね。環境学習については、小中学生等の子どもやその保護者を対象に事業を実施しているとのこと。環境意識を高めるといことで考えると、より幅広い世代を対象に事業を実施してもよいのではないかと思います。その点についてはどのように考えますか。

【環境対策課長】

小学生、中学生、高校生ぐらいまでの世代は環境に対して高い関心を持っています。しかし、20代、30代の働き盛りの世代については、環境に対する意識がなかなか高まらないという現状があります。世代が上がっても環境に関心を持ち続け、全ての世代が環境に関心を持つということを目的として、小学生や中学生等の子どもに対する環境教育を実施しています。また、子どもやその保護者を対象に事業を実施することで、それをきっかけに、子どもだけでなく保護者の方にも環境に対し関心を持っていただければと考えています。

【教育支援課長】

まずは若い世代を中心に環境教育を進め、そこから周囲にも波及をしていくことを目指して事業に取り組んでいます。事業実施に当たっては、地域の方と様々な場面で連携し、取組を進めています。今後も着実に取組を進めていくことで、保護者の方や地域の方も巻き込み、環境意識を高めていければと考えています。

【部会長】

出前講座についてですが、どのようなことを実施していますか。

【環境対策課長】

出前講座については、各NPO団体の環境に関心を持っている方々が講師となり、学校から依頼があった際に、学校に出向いて事業を行っています。平成28年度については66回実施し、3,218名が参加しました。

【部会長】

内部評価シートの「手段」欄に、出前講座を記載しないのですか。

【環境対策課長】

手段の一つとして、まちの先生見本市があります。このまちの先生見本市の内容に、出前講座も含んでいると考えています。

【委員】

2点質問があります。

1点目に、環境絵画展・環境日記展の応募者のうち、表彰者数を教えてください。

2点目に、平成28年度の外部評価意見において、環境絵画展・環境日記展については、より多くのNPOとも協働し、環境学習・環境教育を一層進めてほしいと指摘しています。この点についての平成29年度を取組を教えてください。

【環境対策課長】

1点目として、環境絵画展・環境日記展の表彰者数についてです。平成28年度の表彰者数については、環境絵画展が29名、環境日記展が53名、合計82名です。

2点目として、環境絵画展・環境日記展の取組についてです。平成28年度は、環境学習情報センター、特別出張所のロビー、損保ジャパン日本興亜本社ビル、新宿パークタワーで作品を展示するなど、企業やNPOとも協働して取組を進めました。

【委員】

環境学習発表会の参加者数を教えてください。また、環境学習発表会のアンケートを実施したとのことですが、回収率はどれくらいでしょうか。

【教育支援課長】

環境学習発表会の参加者数についてですが、平成28年度は265名です。平成27年度の参加者数が286名ですので、ほぼ同様の参加者数で開催ができたと考えています。

アンケートについては、回収できた枚数が34枚と回収率はあまり高くありません。

【委員】

アンケートにおいて、環境問題や環境教育に対する理解・関心が高まらなかったという意見はありましたか。

【教育支援課長】

環境問題や環境教育に対する理解・関心が「やや高まった」「変わらない」と回答した方が4人いましたが、特に意見の記載はありませんでした。平成28年度の環境学習発表会は、地球温暖化をテーマとして開催しましたが、参加者の関心のある部分でなかったということも考えられるので、テーマ設定等も含め、内容を更に工夫していきたいと考えています。

【委員】

環境問題等に関心のない方に関心を持ってもらうという取組が大切ではないかと思います。アンケートについても、参加者の意見がより分かるよう質問の内容など検討をする必要があるのではないのでしょうか。

【教育支援課長】

環境問題等に関心のない方についても関心を持っていただくということも非常に重要な課題であると考えています。環境学習の取組を通じて、子どもだけでなく、地域の方や保護者の方にも関心を持っていただくことを目的として事業を実施しています。また、その結果として、より多くの方に環境学習発表会等にも参加していただけるよう、更に取組内容を検討していきたいと考えています。アンケートの内容や方法等については、今後、見直しをしていきたいと思っています。

【委員】

まちの先生見本市や環境学習発表会については、児童・生徒の取組に対する評価は行っているのですか。

【教育支援課長】

まちの先生見本市や環境学習発表会については、実際の学校の活動の中では、理科、社会、総合的な学習の時間等において、各校が活動の実態に合わせて取り組んでいます。そのような授業の中の1つの要素として、結果的に、成績表に反映されることもありうるかと思いますが、

まちの先生見本市や環境学習発表会の取組のみについての評価は行っていません。

【部会長】

エコリーダー養成という仕組みがあるようです。養成講座ではエコリーダーになりましたという認定をされて、その人たちのどういう活動を期待するかということと、その修了生が何人いるのかということについて、簡単に教えてください。

【環境対策課長】

エコリーダー養成講座については、地域の環境活動のリーダーとなる人材を養成することを目的として、公開講座を含め連続講座として実施しており、平成28年度の累計で345名が参加しています。講座の修了生は、環境学習情報センターの環境学習支援や地域の環境活動の担い手として活動していただいています。エコリーダー養成講座の修了者数は、総計で100名前後です。平成28年度については、講座の受講者数が13名、終了者数が10名です。

【部会長】

修了までに講座は何回受講するのですか。

【環境対策課長】

入門編として講座を11回実施し、修了するためには約8割に出席することを原則としています。

【部会長】

では続いて、計画事業75「地球温暖化対策の推進」についてです。説明をお願いします。

【環境対策課長】

<事業説明>

【部会長】

ありがとうございます。委員から質問をお願いします。

【委員】

平成28年度内部評価と外部評価を踏まえた区の取組において、「新宿エコ隊登録者の取組によるCO₂削減量については、新規登録者や既登録者からの削減取組結果報告により一人当たりの平均的なCO₂削減量を算定し、登録者を乗ずることで概算を算出しており、内部評価を行う上での判断材料としています。」と記載がありますが、どのように反映しているのですか。

また、指標4「新宿の森」でのカーボンオフセット事業によるCO₂吸収量についてですが、急傾斜地があるということは事前に想定できたのではないですか。

【環境対策課長】

新宿エコ隊の行動等の報告に基づき、新宿エコ隊の取組によるCO₂削減量を一人当たり1日650.37gと算出しています。これに人数と日数を掛け、推定年間削減量1,169.12トンという試算をしています。事業を実施していく中で、この数字を活用し、取組の工夫をしています。

森林整備については、森林ごとに条件が異なり、毎年の気候等の変化等によっても条件が異なります。整備の範囲については、委託調査を実施し設定していますが、予算の範囲内での整備ということからある程度範囲が限られてしまうという点もあります。平成28年度については、

対象範囲が特に急傾斜地であったため、予定より整備面積が少なくなりました。現状では、整備範囲を長期的に見通すことは難しい点があります。

【委員】

指標1「みどりのカーテンの新規設置枚数」についてですが、何を基準に枚数を数えているのですか。

【環境対策課長】

枚数の単位ですが、苗2株をみどりのカーテン1枚相当として数えています。

【委員】

苗2株が順調に育った場合の標準的な大きさは計算していますか。

【環境対策課長】

苗2株で、少なくとも窓を覆う大きさになると想定しています。

【委員】

最終的にどれくらいのみどりカーテンができたか把握していますか。

【環境対策課長】

全ての育成を検証することは難しいため、渡した苗については全てみどりのカーテンに育っているという想定で計算しています。

【委員】

途中の経過報告はないのですか。

【環境対策課長】

苗の配布時に報告を出していただくよう依頼はしていますが、実際に報告いただいているのは4割弱程度のため、全ての育成状況については把握はできていません。より多くの方に報告をしていただけるよう工夫していきたいと考えています。

【委員】

環境基本計画の背景で、基本目標4,5とあります。その中に、創エネとかエネルギーマネジメント等が入っている、いわばそれが全体を通して地球温暖化対策ということだと思います。本事業の内部評価シートの内容では、5つの基本目標のうち、基本目標5の中の個別目標5の1の一部に当たる事業が中心となっている感じがします。区のCO₂の排出量は圧倒的に民生部門・業務部門が多いと思うので、オフィスビルや商業ビル等への働き掛けが一番大事なのではないかと思います。地球温暖化対策の推進の中には、やはり個別の民間ビル等を対象とした都市開発の諸制度を使ったまちづくりがかなり大事だと思うのですが、その辺りの内容は、本事業の中に入っていないのでしょうか。

【環境対策課長】

計画事業の中では、中小企業の省エネ対策として、省エネ診断や省エネ助成をやっています。また、現在、第三次環境基本計画の策定作業を進めています。区においては、やはり商業活動等が非常に活発なので、民生業務部門のCO₂の排出量が多いということで、そのような点も含め、広く温暖化対策を今後進めていくよう検討しているところです。

【委員】

本事業の取組は、区民への働き掛けを主な事業内容としていますが、民間事業者に対する働き掛けは行わないのですか。

【環境対策課長】

民間事業者に対する取組としては、企業の省エネルギー診断やISOの環境システム導入への支援等を実施しています。区としても力を入れて企業の省エネルギー対策を推進していますが、対象を中小企業としているため、大企業は対象には入っていません。今後は、より大きなくくりで考え、様々な主体と連携し推進していくことも必要であると考えています。

【委員】

内部評価シートの「目的（目標水準）の達成度」欄に、CO₂の削減量が1,170 tとの記載があります。これは計算上の数字なのでしょうか。

【環境対策課長】

計算により算出した数字です。エコ隊のそれぞれの取組に関してCO₂削減量を測ることは難しいため、モデルケースを作成し、それを実数に掛けて算出しています。

【部会長】

では続いて、計画事業77「ごみ発生抑制を基本とするごみの減量とリサイクルの推進」についてです。説明をお願いします。

【新宿清掃事務所長】

新宿清掃事務所長です。よろしくお願いします。

<事業説明>

【部会長】

ありがとうございます。

本事業において、区民一人当たりのごみの排出量が最も重要な指標となるのではないかとありますが、指標として設定しないのでしょうか。

【新宿清掃事務所長】

区民一人当たりのごみの排出量を指標設定することについては、新たな実行計画に向けて検討しています。

【部会長】

現在、ごみ問題で一番差し迫った問題はどのようなことがありますか。

【新宿清掃事務所長】

最終の埋立処分をする場所が狭くなってきていることです。埋立てをしなくて済むように、燃やせるものは燃やし、資源化できるものはなるべく資源化にするという取組を区だけではなく、都全体で取り組む必要があると考えています。

【委員】

ごみの回収は、民間による回収と区による回収があるかと思います。ごみの回収における民間事業者による回収と区による回収の割合を教えてください。

【新宿清掃事務所長】

ごみの回収の割合ですが、正確な数字は分かりませんが、区による回収が約3割、民間による回収が約7割です。

【委員】

民間によるごみの回収が約7割とのことですが、それに対する対応というのは何か行っているのでしょうか。

【新宿清掃事務所長】

枝事業④「事業系ごみの減量推進」において、延べ床面積1,000㎡から3,000㎡の建物については、定期的に立入検査を行っています。検査の中で、ごみを適切に分別、処分しているのかという確認を行っています。

【委員】

1,000㎡未満の建物に対して指導等は行っているのでしょうか。

【ごみ減量リサイクル課長】

事業者については、排出者の自己責任という面もあります。でき得る限りの指導は実施するとともに、排出抑制をしている事業者に対しては区で表彰するなど、事業者自身の取組を推進しています。

【委員】

資源化率についてですが、地域によって違いはありますか。

【ごみ減量リサイクル課長】

地域別の資源化率については把握していません。しかし、ごみや資源回収に地域全体で取り組んでいる地域、単身世帯や事業所が多い地域などの差はあります。

【委員】

3R推進協議会は、どのようなことを目標として活動しているのでしょうか。

【ごみ減量リサイクル課長】

3R推進協議会は、持続可能な資源循環型社会の構築に向けた取組に向けて、民間事業者、区民団体、区が協働し、エコ活動について発信しています。具体的な民間事業者の取組として、レジ袋、紙袋、包装の削減や、3Rに配慮した商品の積極的な販売、店舗や事業者から出るごみの減量や適正な分別、リサイクル等を実施しています。区民団体については、3R事業に対する取組の区民の理解や協力を目指す活動、来街者等に対する3Rの普及啓発、ライフスタイルにおける工夫を会議の中で報告するなどの取組をしています。区においては、3R推進に向けた普及啓発活動の取組の支援や環境整備、区で実施している事業の拡充、3R推進活動の広報、また、庁舎におけるごみの減量や適正な分別、リサイクルの推進に取り組んでいます。

【委員】

具体的な事業は、どのようなことをやっているのですか。

【ごみ減量リサイクル課長】

例えば、小売店等については、マイバッグなどの持参を積極的に推進し、レジ袋を辞退され

る方には何円かのキャッシュバックをするなどの取組をしています。区民団体については、様々なイベントを通じて呼び掛けを行っています。

【委員】

3R推進協議会に入っていない小売店等についても、レジ袋削減等を自主的に実施しているのでしょうか。

【ごみ減量リサイクル課長】

レジ袋の削減については、3R推進協議会に入っていない店舗でも実施している事例はあるかと思いますが、正確に把握はしていません。

【部会長】

では続いて、計画事業53「客引き行為防止等の防犯活動強化」についてです。説明をお願いします。

【安全・安心対策担当副参事】

安全・安心対策担当副参事です。よろしくお願いします。

<事業説明>

【部会長】

ありがとうございます。

客引き行為等防止及び危険薬物撲滅特定地区というのはどこですか。

【安全・安心対策担当副参事】

だいたいですが、新宿駅周辺の歌舞伎一丁目、二丁目、新宿三丁目、西新宿一丁目と新宿御苑の周辺です。

【部会長】

犯罪等認知件数の定義を教えてください。

【安全・安心対策担当副参事】

警察に被害届が出された犯罪の数です。

【部会長】

危険ドラッグの販売店舗について、危険薬物撲滅特定地区内では0件を維持しているとのことですが、特定地区外で行っていることはないですか。

【安全・安心対策担当副参事】

区において、危険薬物撲滅特定地区外に危険ドラッグ販売店舗があるという把握はしていません。

【部会長】

客引き行為等については、客引きを目的として立っていること自体が条例違反なのですか。

【安全・安心対策担当副参事】

客引きを目的として立っている場合には条例違反です。しかし、客引き目的として立っているかの判断が難しい面があります。

【委員】

「新宿区安全・安心まちづくり」のパンフレットについてですが、客引き行為等の防止のページに、禁止とならない行為としてティッシュ・チラシ配り、呼び込みが記載されています。禁止とならない行為である場合でも行き過ぎた行為もあるかと思しますので、記載の方法を工夫していただければと思います。

【安全・安心対策担当副参事】

禁止とならない行為についても行き過ぎた行為になる可能性がある反面、この点について問い合わせも多いという面もあります。条例制定時、改正時において、禁止行為に当たるかどうかの問い合わせが多くあったため、パンフレットにも載せています。今後、ある程度条例が周知された際には、表現を変更することも検討していきます。

【委員】

客引き行為については、客引きをしている人ではなく、客引きを行っている店舗を取り締まることはできないのですか。

【安全・安心対策担当副参事】

客引き行為等防止については、引かれた人を守るということを主としているのではなく、公共の迷惑に対して取り締まるということを主として成り立っています。そこを一步踏み込んだ形で、区の条例については、店舗に対しての指導はできるようになっています。

【委員】

警察、区、まちと立場の違う主体が一緒に事業を行っているので難しい面はあるかと思いますが、防犯という目的を達成するために、どうしたらいいかということも考えていく必要があると思います。

【安全・安心対策担当副参事】

確かに警察、区、まち、それぞれ立場が違いますが、一緒に事業を実施しないと難しい面もあります。条例改正し、罰則を設けたことも、まちからの要請に基づいています。その手続としては、まず指導、その次に警告、再度警告をし、勧告を行い、過料という形になります。防犯についての取組としては、客引きしない宣言店をホームページ上で公表しています。また、まちの方と区と警察で協力し客引きに関する注意喚起を行っています。

【委員】

客引き行為に関して言えば、以前に比べて減っているように感じます。そのような成果について数値で表すことはできないのですか。

【安全・安心対策担当副参事】

被害届が出ている犯罪であれば件数の推移は分かります。客引き行為は基本的には被害届が出ない犯罪なので、以前と比較した数字を出すのは難しいです。

【部会長】

ありがとうございました。本日のヒアリングはここで終了とします。

<閉会>